

事例 3

遺言による信託

「民事信託の実務と信託契約書例」：新井著 参照

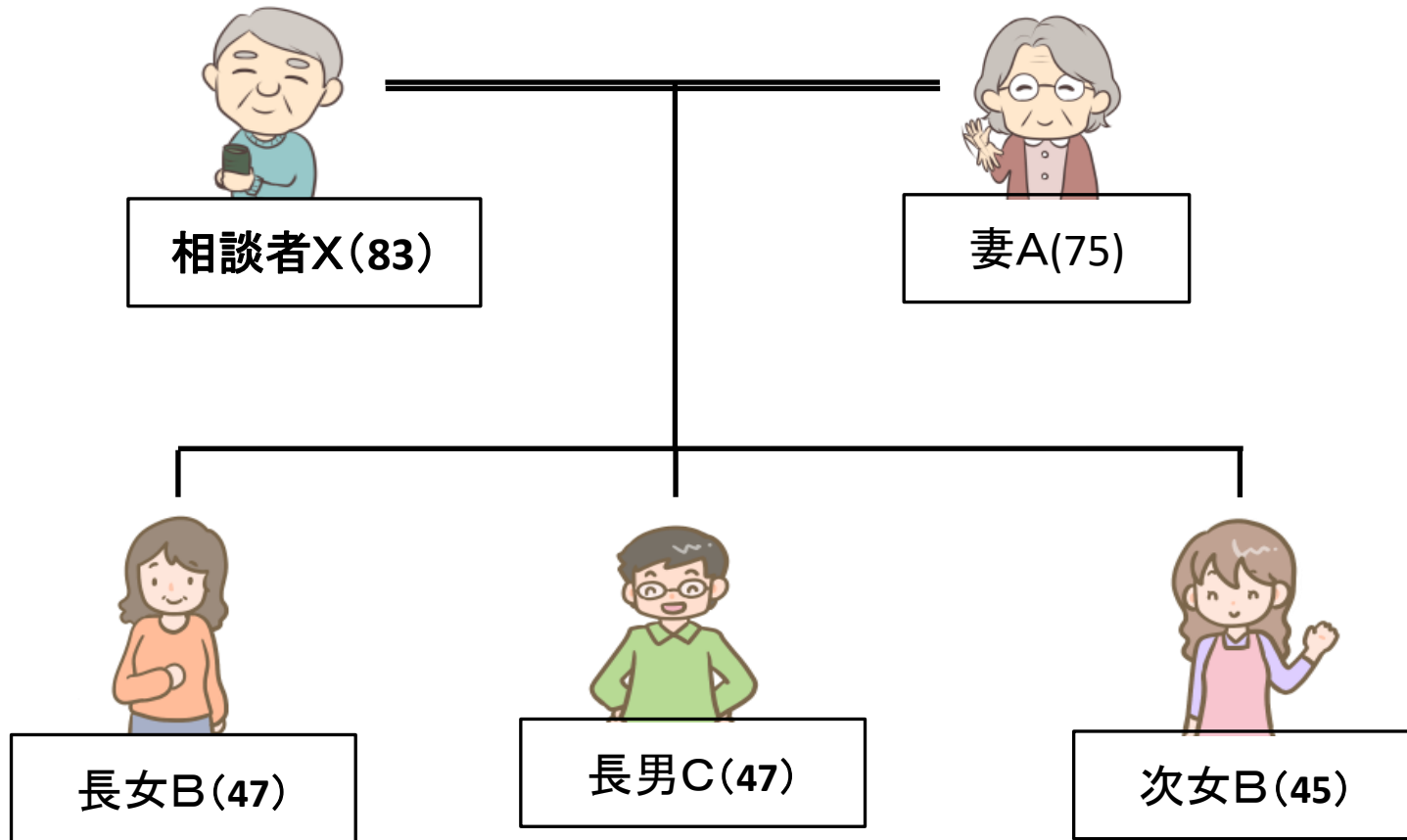
【事例3】 遺言による信託

相談者X(83)は、初期の認知症を発生した妻A(75)とX自身が所有する自宅で同居している。現在、妻Aの介護には相談者Xと近所に住む長女B(50)が当たっている。Xの相続推定人には、妻A、長女Bのほかに長男C、次女D(45)がいる。

妻Aは住み慣れた自宅で過ごしたいとの希望が強く、施設入所に消極的である。相談者Xは妻の意向を尊重したいと考えており、自分が死んだ後は長女Bに妻の介護と自宅の管理、さらには認知症の悪化により妻Aの施設入所が避けられない場合の自宅の処分まで委ねたいと考えている。一方、妻亡き後に自宅が残っている場合は、長女B、長男C及び次女Dとの間で平等に分けてほしいと考えている。

相談者Xは、このような場合の手段として信託契約という方法があることを知人から教えてもらったものの、自分が生きている間に自宅の所有権を長女Bに移転することは心理的に抵抗がある。

1. 親族関係図



2. 現状と要望等を把握する。

★現状から相談者Xはどうしたいのか把握する

相談者Xと同居している妻Aが初期の認知症を発症し、自分の死後の妻の介護や財産管理について

- ① 自分が死んだ後は長女Bに妻の介護と自宅の管理を任せたい。
- ② 妻の認知症の悪化により、施設入所が避けられない場合の自宅の処分まで委ねたい。
- ③ 自分が生きている間に自宅の所有権を長女Bに移転することは心理的に抵抗がある。
- ④ 妻亡き後に自宅が残っている場合は、長女B、長男C及び次女Dとの間で平等に分けてほしいと考えている。

3. 現状と要望をもとに課題等の検討（基本検討）

(1) 遺言による信託を理解する上で

遺言信託には、2つの異なる内容があります。

- ① 一つは、信託銀行が顧客の遺言の作成をサポートし、かつ、その遺言における「遺言執行者」となるサービスの商品名です。
- ② もう一つは、遺言で「信託行為」の意思表示を行うことであり、法的にはこちらの使い方が正しい用語の使い方です。
* 今後検討を進める上で、紛らわしいので、違いを理解しておくことが必要です。
- ③ 信託行為が委託者の遺言という単独行為によって行われるため、実務では事前に受託者の承諾を得ておくことが望ましい。

(2) 遺言による信託を利用する場合の留意点

① 遺言の方式

自筆遺言証書の場合、検認手続きが必要なことやしばしば真正に作成されたについて争いになることもあるので、**公正証書にすることが望ましい。**

② 遺言による信託の効力発生時期

委託者の死亡により、遺言による信託の効力が発生するため、**受託者となるべき者に、事前に遺言による信託の趣旨を十分に理解してもらい、遺言者が死亡した後、速やかに受託者としての事務に着手してもらうべく了解を得ておくことが不可欠です。**

③ 遺言執行者

遺言による信託は、遺言による相続財産の処分であるから、受託者への財産引渡しには遺言執行者による遺言の執行を経る必要があります。そのため**遺言執行者の指定が必要です。**

④ 遺言の効力発生までに、**様々な事情変更による影響**について留意が必要です。

例えば、委託者が生前に信託予定の不動産などを処分した場合、当該遺言は無効とせざるを得なくなります。

⑤ 課税関係

相談者Xが死亡した際に、受益者となる妻Aには相続税を課税されることとなります。

4. 信託設計

(1) 信託目的

相談者Xの死後、妻Aの安定した生活の支援と福祉の確保

(2) 信託行為

相談者Xの遺言による信託

(3) 信託財産

自宅不動産、金銭

(4) 当事者

① 委託者 相談者X (遺言者)

② 受託者 長女B

- ③ 受益者 妻 A (他益信託)
- ④ 受益者代理人 長男 C, 次女 D
- ⑤ 遺言執行者 専門家

(5) 信託期間
妻 A が死亡するまで

(6) 信託関係図

相談者X(遺言者)



委託者

長女B



受託者

長男C、次女D



受益者代理人

妻A(他益信託)



受益者



5. 信託条項を個別検討し遺言書を完成させる

信託設計で明確にした内容を、項目ごとに個別に信託条項として定め、公正証書遺言を完成させる。

(1) 本事例のポイント

- ① 相談者Xの死後、妻Aの生活を子どもたち全員で支えることを意図し
- ② 長女Bを受託者、長男C及び次女Dを受益者代理人として関与させること

(2) 公正書遺言の構成

- ① 遺言の本旨に関する条項
- ② 信託条項
- ③ 財産目録

(2) 本事例での公正書遺言の「遺言の本旨」に関する文例

① 遺言信託

第1条 遺言者は、遺言書の所有する別紙財産目録記載の財産を「信託条項」記載のとおり信託する。

② 遺言執行者及び執行内容

第2条 この遺言の遺言執行者として次の者を指定する
～省略～

2 遺言執行者は、信託財産目録記載の遺言者名義の不動産、預貯金の名義変更、解約及び払い戻しの権限を有する者とする。

③ 遺言執行者の報酬

④ 公正証書遺言正本の保管

(3) 本事例での主な信託条項設定の例

① 信託目的

*** 受託者が任務を行う際の指針になること、受託者の権限の範囲を設定できることである程度に明確かつ具体的でなければならない。**

第1条 本信託の目的は、以下のとおりである。

委託者の死後、信託目録記載の財産を受託者が管理または処分することにより

- (1) Aの財産管理の負担を軽減すること。
- (2) Aが詐欺などの被害に遭うことを予防し、Aが安全かつ安心な生活を送れるようにすること。
- (3) Aが、従前と変わらぬ生活が続けることにより、快適な生活を送れるようにすること。

② 信託財産の保全

* 信託財産は受託者の所有に属するが、受託者の固有財産とは別の物として取り扱うこと、信託財産の対抗要件をそなえること等信託財産を保全すること。

【 信託財産－預金 】

第2条 遺言執行者は、本信託の効力発生後、遅滞なく、信託財産目録記載3の預金を払い戻し、当該払戻金を受託者に引き渡す。

2. 受託者は、前項の払戻金を第9条の区分に応じ分別管理する。

【 信託財産－不動産 】

第4条 遺言執行者及び受託者は、本信託の効力発生後直ちに、前項信託不動産について本信託を原因とする所有権移転の登記申請を行う。

- 2 受託者は、前項の登記申請と同時に、**信託の登記申請**を行う。
4. 前2項の登記費用は、受託者が信託財産から支出する。

【 分別管理義務 】

第9条 受託者は信託財産に属する金銭及び預金と受託者の固有財産とを以下の各号の定める方法により、分別して管理しなければならない。

- (1) 金銭 信託財産に属する財産と受託者の固有財産とを区別することができる状態で保管する方法
- (2) 預金 信託財産に属する**預金専用の口座を開設**する方法

③ 受託者の権限の範囲

*** 信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を設定します。その権限は、委託者のためにすることとし、権限に制限を加えることも可能とします。**

【 受託者の信託事務 】

第6条 受託者は、以下の信託事務を行う。

- (1) 信託財産目録記載1及び2の信託不動産を管理、処分すること。
- (2) 前号によって受領した売却代金及び賃料を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費に充てるために支出すること。
- (3) 信託持参に属する金銭及び預金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用等に充てるために支出すること。
- (4) その他信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

【 信託事務処理の第三者への委任 】

第7条 受託者は、信託財産目録記載1及び2記載の不動産の管理について第三者に委託することができる。

【 帳簿の作成・報告・保存義務 】

～ 条項省略 ～

④ 受益権

信託契約によって、受託者が受益者に対して負う債務である。
また、受託者に対する監督権は受益権の中核的権利であり、単独で権利を行使することができ、契約で制限することはできない。

- 第14条 受益者は、受益権として以下の内容の権利を有する。
- (1) 信託財産目録記載2の信託不動産を生活の本拠として使用する権利
 - (2) 前号の信託不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利
 - (5) 信託財産目録記載3の預金から給付を受ける権利

⑤ 受益者代理人の指定

* 本事例では、相談者Xの死後、妻Aの生活を子どもたち全員で支えることを意図していることから、長男C及び次女Dを受益者代理人として、受益者Aのために信託内容を実現すること。

～ 条文省略 ～

⑥ 信託期間、信託の終了

【信託の終了】

第19条 本信託は、受益者Aの死亡により終了する。

【帰属権利者】

第20条 受益者の法定相続人を帰属権利者として指定する。